

名谷駅美装化・リニューアル事業

入札説明書

令和3年2月17日

神戸市交通局

【 目 次 】

第 1	入札説明書の定義	1
第 2	事業の概要	2
1	発注者	2
2	公告	2
3	事業名称	2
4	事業目的	2
5	事業内容	2
6	事業の対象施設	2
7	事業期間等	3
8	事業方式	5
第 3	応募に関する条件	6
1	入札参加者の全体構成	6
2	入札参加者の参加資格要件	6
3	応募に関する留意事項	9
4	選定方法及びスケジュールについて	10
5	応募手続き等	10
6	入札にあたっての留意事項	14
第 4	落札者の選定	16
1	落札者の選定方法	16
2	審査の内容	16
3	審査項目	16
4	審査結果及び評価公表	16
5	事務局	16
第 5	提示条件	17
1	事業フレーム	17
2	交通局の支払いに関する事項	17
3	選定事業者の事業契約上の地位	17
4	契約保証金	17
5	保険	18
6	交通局と選定事業者の責任分担	19
7	履行義務と違反に対するペナルティ	19
第 6	契約の考え方	20
1	契約手続き	20
2	基本契約の概要	20
3	契約金額	20
第 7	その他	21
1	情報公開及び情報提供	21
2	入札説明書等に関する問い合わせ	21

3 補足	21
------------	----

第1 入札説明書の定義

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、名谷駅美装化・リニューアル事業（以下「本事業」という。）に係る施設運営計画・設計・施工・工事監理を一括して実施する事業者を、総合評価一般競争入札方式により選定するにあたり、参加要件のほか、技術提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続き等を定めるものである。

第2 事業の概要

1 発注者

神戸市交通事業管理者

2 公告

令和3年2月17日 神戸市交通公告第76号

3 事業名称

名谷駅美装化・リニューアル事業

4 事業目的

本事業は、神戸市交通局（以下「交通局」という。）が駅利用者の利便性向上及び駅周辺エリア活性化のために進める名谷駅の駅ビルリニューアル及び駅ビル北館新設工事にあたり、リニューアル後の施設運営を予定する事業者が自ら民間事業者のノウハウや技術を活かし、事業の全体計画から設計・施工・工事監理まで一括して行う事業スキームで実施することにより、工事期間や財政負担等の縮減を図るとともに本事業完了後の効率的かつ効果的な施設運営を実現することを目的とする。

なお、上記目的を達成するために、本事業の基本方針を入札説明書別紙「基本方針」のとおり定める。

5 事業内容

選定された事業者（以下「選定事業者」という。）は、次の業務を行うものとする。

- (1) 運営計画作成・統括マネジメント業務
- (2) 設計業務
- (3) 工事業務
- (4) 工事監理業務
- (5) その他本事業実施に必要な業務

6 事業の対象施設 別添1～5参照

(1) 名谷駅ビル

所在地	敷地面積	建築面積
神戸市須磨区中落合二丁目19番	12,151.43 m ²	2,397.13 m ²
建物構造	延床面積	主要用途
S造・一部SRC造地上3階建	8,668.03 m ² (内計画通知適用面積4,829.86 m ²)	駅舎(店舗)
その他	建蔽率：容積率	

近隣商業地域・第7種高度地区・防火指定無し (建築基準法第23条区域)・宅地造成工事規制 区域	80% : 400%
---	------------

(2) 駅ビル北館

所在地	敷地面積	建築面積
神戸市須磨区中落合二丁目7番1	約800㎡想定	約700㎡想定
建物構造	延床面積	主要用途
S造地上3階建	約2,100㎡想定	店舗・事務所
その他	建蔽率：容積率	
近隣商業地域・第7種高度地区・防火指定無し(建 築基準法第23条区域)・宅地造成工事規制区域	80%:400% (角地適用により90%に 緩和)	

(3) 名谷駅前詰所

所在地	敷地面積	建築面積
神戸市須磨区中落合二丁目6番	182.07㎡	96.1㎡
建物構造	延床面積	主要用途
RC造地上1階建	96.1㎡	詰所
その他	建蔽率：容積率	
近隣商業地域・第7種高度地区・防火指定無し(建 築基準法第23条区域)・宅地造成工事規制区域	80% : 400%	

事業実施場所は、本事業期間中、事業者は無償で貸与する。

貸与中は、事業実施場所及び周辺地域の安全管理に努めることとし、本事業の遂行以外の目的で使用してはならない。

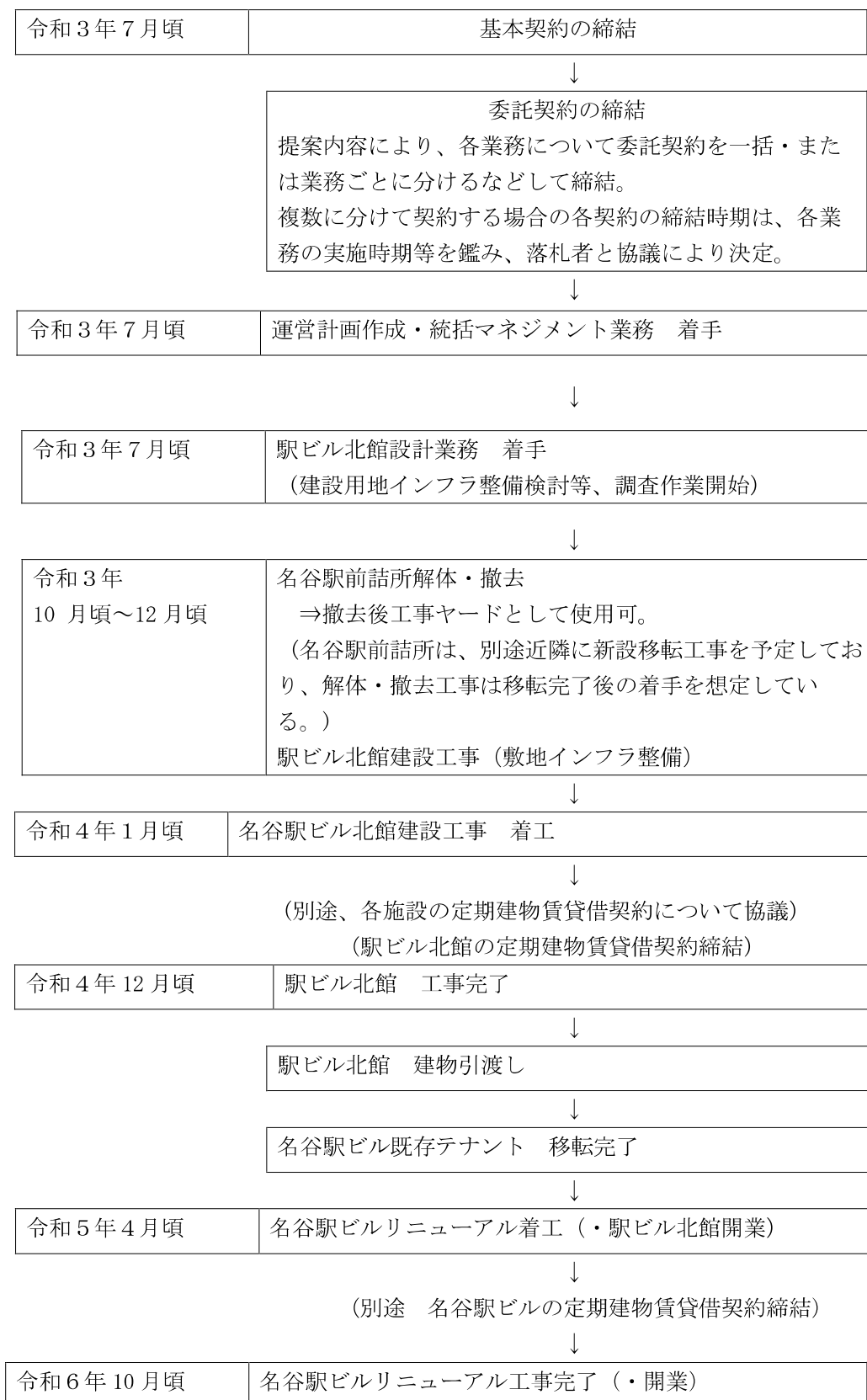
7 事業期間等

本事業の事業期間は、契約締結日の翌日(令和3年7月頃予定)から、令和6年11月30日までとする。

但し、令和6年10月31日までに、名谷駅ビルと駅ビル北館の各施設について、開業を目指すものとする。

《事業想定スケジュール(落札者選定後)》

名谷駅ビル リニューアル工事	駅ビル北館 新築工事	名谷駅前詰所 撤去工事
↓	↓	↓



8 事業方式

本事業は、『名谷駅美装化・リニューアル工事』及び『駅ビル北館建設工事』、『名谷駅前詰所解体・撤去工事』の業務に伴い、本事業完了後の施設運営計画の作成から、設計・施工・工事監理までを、事業期間を通して一括して発注する一括発注方式により実施する。なお、本事業完了後の施設運営については、交通局が同事業者と定期借家賃貸借契約を締結し、同事業者がマスターレシー（賃借人兼転貸人）として施設全体を管理運営するものとする。

第3 応募に関する条件

1 入札参加者の全体構成

(1) 入札参加者の定義

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、交通局の求める事業を遂行することができる技術的能力、資力、信用及び実績を有する複数の企業により構成されるグループ又は、それらを有する単独の企業（以下「構成企業」という。）とする。
- ② 入札参加者は、特定建設工事共同企業体を結成して参加することも可能とする。
- ③ 入札参加者は、施設の運営計画を作成し、リニューアル実施後、施設運営を行う企業（以下「運営管理企業」という。）、設計を行う企業（以下「設計企業」という。）、工事を行う企業（以下「施工企業」という。）及び工事監理を行う企業（以下「工事監理企業」という。）、により構成されるものとする。
- ④ 入札参加者は、参加表明及び参加資格確認申請に関する提出書類（以下「参加表明書等」という。）の提出時に構成企業について明らかにすることとする。
- ⑤ 入札参加者の構成企業の追加及び変更は原則不可とする。ただし、交通局がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとする。

(2) 代表企業の選定

- ① 入札参加者は、構成企業の中からあらかじめ代表企業を定め、参加表明書等にて明らかにすること。
- ② 代表企業及び共同企業体の代表者は、入札参加手続きや落札者となった場合の契約協議等、交通局との調整・協議等における窓口役を担うものとする。なお、構成企業及び共同企業体の構成員が負担する責任の詳細な内容については、基本契約書（案）による。

(3) その他

- ① 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業にはなることができないものとする。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加者の構成企業が、落札した入札参加者の構成企業から業務を再受注することは妨げない。その場合は、交通局の承諾を得るものとする。
- ② 選定された構成企業は、選定後、速やかに交通局と契約締結に向けた協議を行うものとする。

2 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の共通参加資格要件

入札参加者の全ての構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ① 市の指名停止処分を受けている者(参加資格確認申請書の提出日から落札者の決定までの期間)。
- ② 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)及び地方税について未納の税額がないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは代理人として使用する者。
- ⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ⑥ 旧会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑧ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者。
- ⑨ 旧破産法(大正11年法律第71号)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産の申立て、又は旧和議法(大正11年法律第72号)に基づき和議開始の申立てがなされている者。
- ⑩ 本事業に係る発注支援業務に関与する者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者。なお、発注支援業務に関与した者は、次のとおりである。
 - ・株式会社スペース

(2) 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業の各業務を担当する構成企業は、業務毎にそれぞれ次の要件を満たすものとする。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができるが、工事業務を行う者が工事監理業務を行う者を兼ねることはできない。

- ① 運営管理企業
 - 過去15年間に、一定規模(2,000㎡以上)の商業施設運営の実績を有していること
- ② 設計企業
 - 過去15年間に、駅施設の元請として設計実績を有しているまたは同実績を

持つ企業または個人に意見聴取する連携体制を組んでいること

③ 施工企業

ア 構成企業のうちの少なくとも1企業は、建設業法第3条第1項の規定による「建築一式工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 構成企業のうちの少なくとも1企業は、建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築一式工事」の総合評定点が900点以上であること。

ウ 構成企業のうちの少なくとも1企業は、過去15年間に、駅施設の元請としての施工実績を有していること。

④ 工事監理企業

過去15年間に、駅施設の設計又は工事監理の実績を有していること。

(3) 同一企業による複数業務の担当についての要件

構成企業は、「第2-5 事業内容」のうち、複数業務を担当できるものとする。ただし、工事業務と工事監理業務の両方の業務は、別の構成企業がそれぞれ担当するものとする。

(4) 構成企業以外の企業への再委託

構成企業は、業務の一部に限って、構成企業以外の企業に再委託する、又は請け負わせることができるものとし、業務の全部を構成企業以外の企業に再委託する、又は請け負わせることができないものとする。構成企業以外の企業に業務の一部を再委託し、又は請け負わせようとする場合には事前に交通局の承諾を得るものとする。

なお、「工事業務」に関しては、建設業法第22条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守すること。

(5) 参加表明書等の受付日以降の取扱い

参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、参加表明書等の受付日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は次のとおりとする。

① 参加表明書等の受付日から落札者決定時までの間に、入札参加者の構成企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該構成企業を含む入札参加者は原則として失格とする。ただし、入札参加者の申し出により、交通局がやむを得ないと認め、承諾した場合に限り、参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとする。

② 落札者決定時から事業契約締結日までの間に、入札参加者の構成企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、交通局は当該構成企業を含む入札参加者と契約を締結しないことができるものとする。ただし、入札参加者の申し出により、交通局がやむを得ないと認め、承諾した場合に限り、

参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとし、交通局は変更後の入札参加者と契約を締結できるものとする。

3 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、事業提案書類等の提出をもって、入札説明書等（入札説明書の他に「要求水準書」、「落札者決定基準」、「基本契約書（案）」、「委託契約書（案）」及び各約款「様式集」を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

入札の参加に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

① 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、交通局は本事業の公表時及びその他交通局が必要と判断した場合には、無償で使用できることとする。また、選定事業者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

ただし、交通局が、工事材料、施工方法等で指定した場合で、要求水準書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、交通局が費用を負担する可能性がある。

(4) 交通局からの提示資料の取扱い

交通局が提供する資料を応募に際しての検討以外の目的で使用することは禁止する。

(5) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、交通局から指示する場合を除き認めない。

(7) 使用言語及び単位, 時刻

応募に関して使用する言語は日本語, 単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの, 通貨単位は円, 時刻は日本標準時とする。

4 選定方法及びスケジュールについて

(1) 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定にあたっては, 透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で, 本事業に係る入札価格及び提案内容等を総合的に評価するものとし, 総合評価一般競争入札方式を採用する。

(2) 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は, 次のスケジュールにより行う。なお, スケジュールに変更があった場合には, 速やかに交通局ホームページにて公表する。交通局ホームページのアドレスは, 入札説明書末に記載の「情報公開及び情報提供」を参照すること。(以下, 同様とする。)

日 程	内 容
令和3年2月17日(水)	入札の公告及び入札説明書等の公表
2月17日(水)～3月12日(金)	説明会・現地見学会参加登録
2月22日(月)～3月12日(金)	競争的対話の実施 (申込制)
3月17日(水)(予定)	説明会・現地見学会
3月17日(水)～3月24日(水)	入札説明書等に関する質問等の受付
3月31日(水) 予定	入札説明書等に関する質問等に対する回答
4月1日(木)～4月23日(金)	参加表明書等の受付
5月上旬	入札参加資格審査結果の通知
5月10日(月)～6月11日(金)	入札書等及び事業提案書類等の受付
6月中旬	評価委員会(事業者ヒアリング)・審査
6月下旬 予定	落札者の決定
～7月末	基本契約締結

5 応募手続き等

(1) 入札説明書等の公表

交通局は, 交通局ホームページにおいて入札説明書等を公表する。なお, 記載のない書類について, 直接希望者に貸与する場合は, 令和3年2月17日(水)より令和3年4月23日(金)までの間に神戸市交通局営業推進課にて貸与する。なお, 新型コロナウイルス等の影響により書類貸与のスケジュールや方法に変更があった場合には, 速やかに交通局ホームページにて公表する。

交通局が貸与する資料等は、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

また、事業者は、貸与された資料等を本事業に係る業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却すること。貸与された資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、上記の返却時までにはすべて廃棄すること。

① 貸与書類

あくまで参考資料として貸与するものであり、資料の内容と実際の状況との整合について、交通局が保証するものでない。

- ・施設図面、計画通知書等

② 貸与／返却場所：神戸市交通局営業推進課

③ 留意事項

- ・希望者は、事前に電子メールにて貸与希望の旨を連絡すること。また借用の際には資料貸与申請書（様式集 様式0-4）と名刺を提出すること。

《連絡先》

- ・担当 神戸市交通局営業推進課資産活用係
- ・E-mail shisan@office.city.kobe.lg.jp
- ・メールタイトル：「名谷駅リニューアル事業 資料貸与希望」※必ず明記すること

（２）競争的対話の実施

応募者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する応募者の理解を深め、交通局の意図と応募者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることなどを目的として、競争的対話を実施する。なお、競争的対話は、意見交換の場であり、対話の内容について約束されるものではない。また、競争的対話に参加した事業者名は公表しない。

- ・実施期間：令和3年2月22日（月）～3月12日（金）

（うち個別に日時調整のうえ1時間程度）

- ・実施予定場所：神戸市交通局（御崎Uビル）
- ・参加人数：5名以内
- ・留意事項：新型コロナウイルス感染防止対策（マスクの着用他、実施前に個別案内する事項等）に十分配慮すること。

・申込方法

申込時点で入札参加を予定している事業者単位で「競争的対話への参加申込書」（様式集 様式0-1）により、電子メールで申し込むこと。受付後、交通局担当者より連絡し、個別に日時調整を行う。

《連絡先》

- ・担当 神戸市交通局営業推進課資産活用係
- ・E-mail shisan@office.city.kobe.lg.jp
- ・メールタイトル：「名谷駅リニューアル事業 競争的対話希望」※必ず明記すること

(3) 説明会・現地見学会の実施

応募しようとする事業者を対象に、説明と現地見学の機会を設ける。現地見学の手続き及び留意事項等は下記による。なお、新型コロナウイルス等の影響により説明会・現地見学会のスケジュールや方法に変更があった場合には、速やかに交通局ホームページにて公表する。

- ① 実施日時：令和3年3月17日(水)予定 9:00～17:00（うち各1時間程度）
- ② 実施場所：説明会／名谷業務ビル
現地見学会／名谷駅ビル・駅ビル北館建設予定地
- ③ 参加人数：5名以内（応募を想定する1グループにつき）
- ④ 申込方法：申込時点で入札参加を予定している事業者単位で「入札説明書等説明会参加申込書」（様式集 様式0-2）および「現地見学会参加申込書」（様式集 様式0-3）により電子メールで申し込むこと。受付後、時間等調整のうえ、3月15日（月）に交通局担当者より詳細を連絡する。
- ⑤ 申込期限：令和3年3月12日(金) 午後5時

《申込先》

- ・担当 神戸市交通局営業推進課資産活用係
- ・E-mail shisan@office.city.kobe.lg.jp
- ・メールタイトル：「名谷駅リニューアル事業 3月17日申込」※必ず明記すること

- ⑥ 留意事項
 - ・現地見学会当日は資料を配布しないため、各参加者において持参すること。
 - ・見学には身分証明書を提示のうえ入場し、駅構内では企業名を記載した腕章又は名札を着用すること。
 - ・駅構内及びその周辺は禁煙である。駅構内では駅ご利用のお客様、交通局職員等に支障のないよう留意すること。
 - ・会場には説明会・現地見学会用の駐車場を設けないため、近隣駐車場もしくは公共交通機関を利用すること。
 - ・本事業に関連する施設のカメラ等による撮影は可能とするが、地下鉄利用者が特定されるような撮影は行わないこと。また、撮影した写真等は本事業以外には利用しないこと。
 - ・現地見学における交通局職員の説明は、駅内の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該交通局職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定し、又は許可するものではない。
 - ・新型コロナウイルス感染防止対策（マスクの着用他、実施前に個別案内する事項等）に十分配慮すること。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付、質問及び回答の公表

入札説明書等に記載の内容に関して、質問を下記により受け付ける。

- ① 受付期間：令和3年3月17日（水）～令和3年3月24日（金） 午後5時
- ② 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」（様式集 様式1-1、1-2）により電子メールで提出すること。
- ③ 回答方法：令和3年3月31日（水）までに交通局ホームページにて公表する。

《受付先》

- ・担当 神戸市交通局営業推進課資産活用係
- ・E-mail shisan@office.city.kobe.lg.jp
- ・メールタイトル：「名谷駅リニューアル事業 質問書」※必ず明記すること

(5) 入札参加表明書等の受付

本事業への入札参加希望者は、入札参加表明書の受付に併せて、参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、参加資格の有無について交通局の確認を受けなければならない。なお、提出する書類の詳細は様式集を確認すること。

- ① 受付期間：令和3年4月1日（木）～令和3年4月23日（金） 午後5時
- ② 提出方法：持参または郵送により提出すること。

但し、郵送の場合は、配達証明等記録を残すこと。

《提出先》

- ・担当 神戸市交通局営業推進課資産活用係
- ・住所 〒652-0855 神戸市兵庫区御崎町1-2-1（御崎Uビル3階）
- ・電話 078-984-0131
- ・表に「名谷駅リニューアル事業 入札参加」※必ず朱書きすること

(6) 資格確認通知書の発送

交通局は、資格審査（第一次審査）として、参加資格確認基準日（参加資格確認通知日）をもって、入札参加希望者から提出された資格確認申請書類により参加資格の有無について確認を行う。

交通局は、資格審査を行った結果を入札参加希望者に通知する。なお、資格審査の結果、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から7日以内に、交通局に対してその理由について書面により説明を求められることができる。交通局は、説明を求めた者に対し、原則として申立期限の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

(7) 入札書等及び事業提案書類等の受付

入札参加者は、「入札書」及び「入札金額内訳書」等（以下「入札書等」という。）を除く事業実施に関する提案書及びその他関連書類等（以下「事業提案書類等」という。）を次の要領により交通局に提出する。また、入札書等については、入札価格の確認時に持参する。入札書等及び事業提案書類等の作成方法につ

いては、様式集 に従うこと。

入札金額内訳書には、少なくとも、「施設運営計画作成及び統括マネジメント業務」、「設計業務」、「工事業務」及び「工事監理業務」における各工事（「名谷駅美装化・リニューアル工事」及び「駅ビル北館建設工事」、「名谷駅前詰所解体・撤去工事」）毎に区分けした費用の内訳を記載するとともに、それぞれの詳細な内容を記載すること。

なお、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書類等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別のヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書類等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

① 事業提案書類等の提出方法

ア 受付期間：令和3年5月10日(月)～令和3年6月11日(金) 午後5時

イ 提出方法：持参または郵送により提出すること。

但し、郵送の場合は、配達証明等記録を残すこと。

《提出先》

- ・担当 神戸市交通局営業推進課資産活用係
- ・住所 〒652-0855 神戸市兵庫区御崎町1-2-1（御崎Uビル3階）
- ・電話 078-984-0131
- ・表に「名谷駅リニューアル事業 事業提案書在中」※必ず朱書きすること

② 入札価格の確認

入札書の入札価格の確認は、以下の確認日時に、原則として、入札参加者又はその代理人の立会の上、行うものとする。なお、当該入札では、入札参加者の入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とする。この際に、入札価格の確認の場で入札参加者の入札価格の公表は行わない。

ア 確認日時：令和3年6月15日(火) 午後2時

イ 確認場所：神戸市交通局大会議室（御崎Uビル1階）

ウ 持参書類：入札書等（様式集 様式4-1, 2, 3）

6 入札にあたっての留意事項

(1) 一般的注意事項

- ① 入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。
- ② 入札金額の積算にあたっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額とすること。
- ③ 入札書等（様式集 様式4-1, 2, 3）は、封筒に入れ密封し、入札価

格の確認場所に持参すること。

- ④ 応募には身分を証明できるものを携帯の上、代表企業のみが参加すること。なお、代理人の場合には、「委任状（代理人）」（様式集 様式4-4）を併せて持参すること。
- ⑤ 応募にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反する行為を行ってはならない。なお後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることとする。

（2）入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札参加表明書等提出後、入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成企業を抱える入札参加者が行った入札
- ② 入札参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ③ 参加資格のない者又は資格確認通知書を受理しなかった者の入札
- ④ 委任状が提出されていない代理人の入札
- ⑤ 2人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ⑥ 入札者が他の入札参加者の代理をした入札
- ⑦ 入札者が談合した入札
- ⑧ 記名押印を欠いた入札
- ⑨ 入札金額を訂正した入札
- ⑩ 入札金額又は事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- ⑪ 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ⑫ 電送及び電話による入札
- ⑬ その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

（3）予定価格

予定価格は次のとおりとする。交通局の算定根拠は公表しない。

2, 536, 000, 000円（税抜）

（4）入札辞退に関する提出書類

参加資格の確認を受けた者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届」（様式集 様式3-5）を提出すること。提出方法、提出先は入札参加表明時に同じ。

（5）入札に参加する者が1社である場合の措置

入札に参加する者が1社であっても、入札を執行するものとする。

第4 落札者の選定

1 落札者の選定方法

本事業は、入札手続において事業提案書類等の提出を求め、専門的知識、創意工夫等と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式の案件である。

なお、本事業は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定若しくは包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の適用を受ける調達である。

2 審査の内容

資格審査合格者より提出された入札書等及び事業提案書類等について、評価委員会により落札者決定基準に基づき審査を行い、落札者を選定する。

3 審査項目

審査項目は、落札者決定基準を参照すること。

4 審査結果及び評価公表

交通局は、選定の結果について落札者の決定後に落札者及び審査結果等を、交通局ホームページを通じて公表する。

(1) 落札者の公表

交通局が落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該参加者の合否を書面にて通知するとともに、審査の結果は交通局ホームページを通じて公表する。

(2) 落札者の決定の無効

神戸市交通局契約規程第12条に定めるもののほか、入札参加資格確認申請書兼誓約書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札者として選定された場合には、無効とする。

(3) 審査結果の公表

落札者決定後に審査結果（全審査項目に関する定量評価点及び定性評価点）を公表する。

5 事務局

落札者選定に係る事務局は、次のとおりとする。

神戸市交通局営業推進課資産活用係

第5 提示条件

1 事業フレーム

(1) 事業の遂行

入札説明書等，事業提案書類等その他交通局と選定事業者で合意した内容の業務を確実に行うこと。

(2) 協議事項

① 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり，法令の改正等により，法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は，それによることとする。

② 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり，財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は，交通局はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努める。

2 交通局の支払いに関する事項

交通局は，本事業に係る対価について，本事業の契約に基づき，選定事業者に支払う。
なお、基本となる支払方法については、別紙2「サービス対価について」を参照のこと。

(1) 前金払

委託料のうち、工事費については税込金額の4割以内、設計費及び工事監理費については税込金額の3割以内とする。その他詳細については契約により定める。

(2) 中間前払金

委託料のうち、対象の工事業務費について税込金額の2割以内とする。その他詳細については契約で定める。

なお、支払い方法の詳細については、別紙2「サービス対価について」を参照のこと。

3 選定事業者の事業契約上の地位

交通局の承諾がある場合を除き，選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

4 契約保証金

(1) 契約保証金として，本事業に係る費用の10%以上の金額を本事業の契約締結時に納付すること。

(2) 契約保証金の納付に代えて，次の方法も可能とする。

① 契約保証金が免除される場合

交通局を被保険者とする履行保証保険契約の締結（履行保証保険契約に係る保証証券を交通局へ提出すること。）

- ② 契約保証金納付に代わる担保を提供する場合
 - ア 保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（額面金額の 80%に相当する金額が上記(1)に規定する契約保証金額以上であることを要する。）
 - イ 本事業の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は保証事業会社の保証

(3) 契約保証金又はその代替となるものは、本件契約の終了後に返還する。

(4) 履行保証保険付保の場合は、複数の保険の付保も可とし、保険期間は複数の保険の保険期間によって契約締結日から本事業終了時までを満たし、その間に空白期間がないものとする。これらの付保により、上記(1)に規定する契約保証金額以上が保証されることを要する。なお、履行保証保険付保については、施工企業名での付保とすることとする。

5 保険

施工企業は、次の要件を満たす保険契約を締結する。なお、事業提案書類等において要件以上の提案をした場合にはその提案内容の保険契約を締結することとする。また、次の保険に加えて、他の種類の保険契約を締結することを提案した場合には、提案した保険も併せて加入することとする。

(1) 建設工事保険（又は組立保険）

- ① 保険契約者：施工企業
- ② 被保険者：交通局、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む）
- ③ 保険の対象：本件工事
- ④ 保険期間：本件工事着工日を始期とし、各引渡し予定日を終期とする。
- ⑤ てん補限度額（補償額）：工事費相当額
- ⑥ 補償する損害：工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工所用仮設物等に生じた物的損害
- ⑦ 特約条項：水災危険担保特約条項
- ⑧ 免責金額：1 事故当たり 10 万円以下

(2) 第三者賠償責任保険

- ① 保険契約者：施工企業
- ② 被保険者：交通局、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む）
- ③ 保険期間：本件工事着工日を始期とし、各引渡し予定日を終期とする。
- ④ てん補限度額（補償額）：対人賠償：1 名あたり 1 億円以上、1 事故あたり 5 億円以上
対物賠償：1 事故あたり 1 億円以上
- ⑤ 特約条項：被保険者間交差責任担保特約条項（Both-way）及び請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）
- ⑥ 免責金額：1 事故当たり 10 万円以下

6 交通局と選定事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、「リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づき、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。選定事業者が担当する業務については、原則として選定事業者が責任を負うものとし、交通局が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、交通局が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

交通局と選定事業者の責任分担は、別紙3「リスク分担表」、基本契約書(案)、委託契約書(案)、及び入札説明書等を踏まえた選定事業者による事業提案書類等によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

7 履行義務と違反に対するペナルティ

(1) 履行義務について

総合評価においては、評価の対象となる技術提案等は落札者決定の要素の一つであり、競争入札の公平性を確保するため、原則として選定事業者の提案した技術提案は評価された内容だけでなく、全ての内容が履行義務となる。ただし、適切でないと認められた項目については、この限りではない。

(2) 履行義務違反に対するペナルティ

履行義務となる項目については、履行状況の検査を行う。この場合において当該項目が不履行である時、選定事業者は交通局に書面により不履行となった理由を提出することとする。

不履行の理由が選定事業者の責によると認められるときは、神戸市交通局委託契約約款および神戸市交通局工事請負契約約款に定めるもののほか、下記のペナルティを与える。

(違反項目)

- ・技術提案内容を交通局の承諾を受けずに実施しなかった場合

(ペナルティ)

- ・神戸市指名停止基準要綱に定める期間の指名停止

第6 契約の考え方

1 契約手続き

落札者決定後、選定事業者は速やかに基本契約の内容について協議を行い、令和3年7月末日までに合意を得て契約を締結するよう努めるものとする。ただし、原則として、基本契約書（案）、その他入札説明書等で示した内容及び事業提案書類等の内容を変更できないことに留意すること。

また、基本契約書に基づき、本事業の委託契約を一括または分割して締結するものとする。

2 基本契約の概要

基本契約は、基本契約書（案）及び提案内容に基づき締結するものであり、選定事業者が遂行すべき施設運営計画作成及び統括マネジメント・設計・工事・工事監理等の実施に必要な事項を定める。また、基本契約書（案）は、グループでの応募を前提とし作成しているが、単独企業の落札となった場合には、不要な条文の削除を行う予定である。

3 契約金額

契約金額は、入札価格に消費税相当額を加えた金額とする。

第7 その他

1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、交通局ホームページにおいて公表する。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a90404/20210217704101.html>

2 入札説明書等に関する問い合わせ

問い合わせは次の連絡先へのみ行うこととし、地下鉄駅等へ直接問い合わせないこと。

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| ・担当 | 神戸市交通局営業推進課資産活用係 |
| ・住所 | 〒652-0855 神戸市兵庫区御崎町1-2-1（御崎Uビル3階） |
| ・電話 | 078-984-0131 |
| ・E-mail | shisan@office.city.kobe.lg.jp |

3 補足

本入札の募集は、令和3年度神戸市高速鉄道事業会計予算の成立を停止条件とする。

別紙2 サービス対価について

1 サービス対価の構成

交通局が選定事業者に対して支払うサービス対価は、以下に示す設計・施工等のサービス対価により構成される。

設計・施工等のサービス対価は、名谷駅美装化・リニューアル事業に係る事業コンセプト・運営計画作成業務、設計業務、工事業務、工事監理業務の費用とする。

2 サービス対価の支払い方法

設計・施工等のサービス対価は下記の「サービス対価1」及び「サービス対価2」により構成される。各業務のサービス対価の金額は、各業務ごとの契約金額とし、各業務の完了検査後に下記手続きにより支払う。

(1) サービス対価1

上記1の業務費用のうち、名谷駅美装化・リニューアル事業施設運営計画の作成及び統括マネジメント業務に係る費用を対象とする。

事業期間において、年度毎に完了検査を実施し、その対象金額を支払う。

(2) サービス対価2

上記1の業務費用のうち、サービス対価1を除く費用を対象とする。

サービス対価2を構成する各業務は、各業務の完了検査を受けた後、事業者からの請求によりその対象金額を支払う。

但し、施工に係る費用については、事業者は完了検査に加え、対象施設の引渡し完了した後に請求することができる。

3 サービス対価の改定について

(1) 物価変動に基づく改定

事業期間内における物価変動や公共工事労務単価等の変動に伴うサービス対価の改定は行わない。

(2) 消費税法変更に基づく改定

各年度及び事業最終年度において、消費税法が変更された場合、当該年度におけるサービス対価は、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

別紙3 リスク分担表

【リスク分担凡例：○ 主たるリスクの負担者， △ 従たるリスクの負担者】

【共通段階】

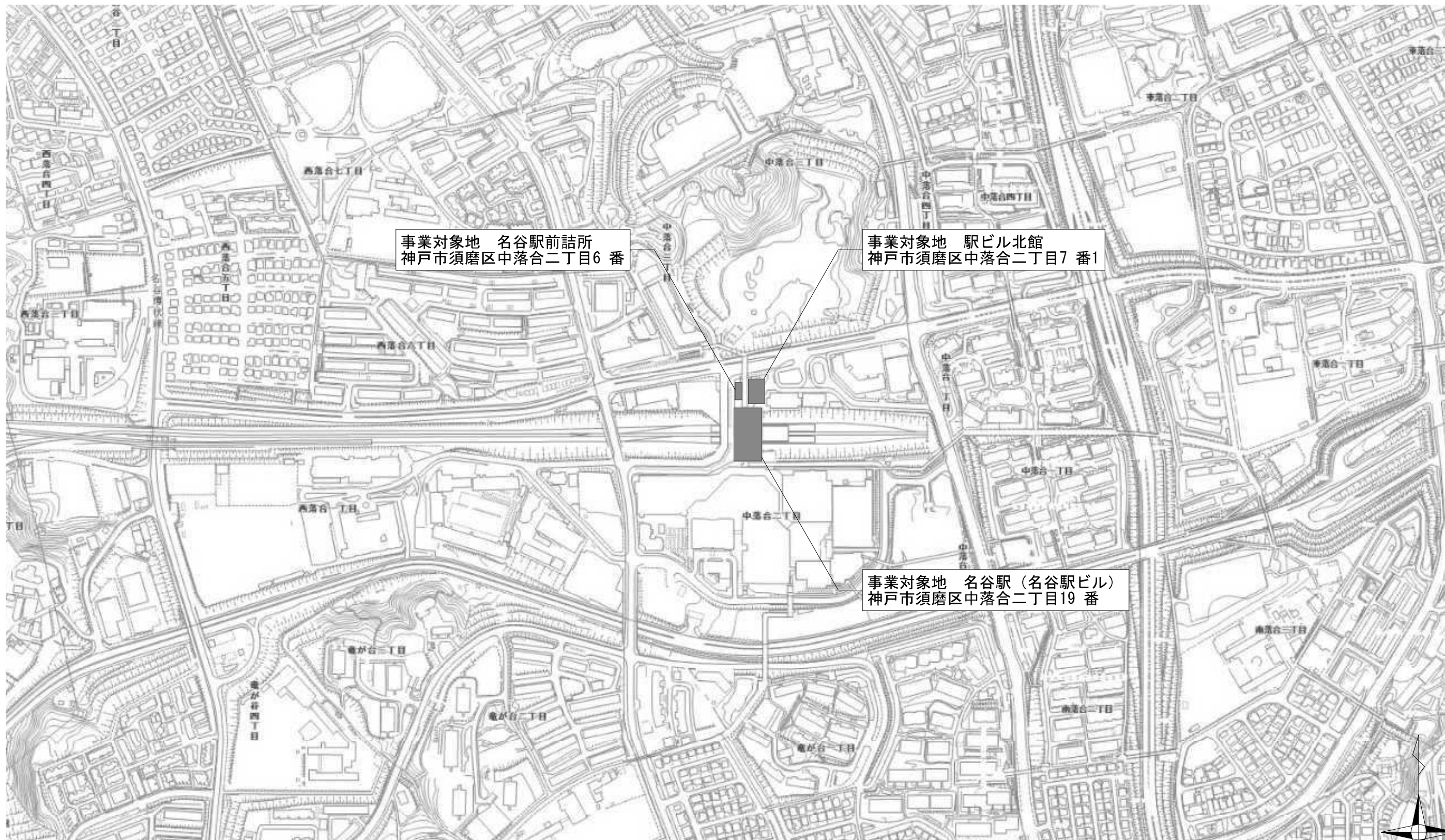
リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			交通局	事業者	
入札説明書リスク	1	入札説明書等の各種公表文書に誤りや交通局の理由による変更に関するもの	○	—	
応募リスク	2	入札の応募費用に関するもの	—	○	
契約リスク	3	交通局の責に帰すべき事由により，本事業の契約が締結できない又は契約締結が遅延した場合	○	—	
	4	選定事業者の責に帰すべき事由により，本事業の契約が締結できない又は契約締結が遅延した場合	—	○	
制度関連 リスク	法令変更 リスク	5	本事業に係る根拠法令の変更，新たな規制立法の成立等	○ ※1	—
		6	本事業のみならず，広く一般的に適用される法令の変更や新規立法	—	○
	税制変更 リスク	7	消費税及び地方消費税に関する変更	○	—
		8	法人税に関する変更	—	○
		9	消費税，法人税以外で，本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	—
	許認可等 リスク	10	事業管理者として交通局が取得すべき許認可の遅延	○	—
		11	業務の実施に関して選定事業者が取得すべき許認可の遅延	—	○
政策変更 リスク	12	政策変更（事業の取りやめ，対象施設変更，その他）等による事業への影響	○ ※2	—	
社会 リスク	住民対応 リスク	13	名谷駅美装化・リニューアル事業及び事業方針に関する住民反対運動，訴訟，要望等への対応	○	—
		14	選定事業者が行う調査，建設に関する近隣住民の訴訟，苦情，要望等への対応	—	○
	環境 リスク	15	選定事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音，振動，臭気，有害物質の排出等）に関する対応	—	○
	第三者賠償 リスク	16	選定事業者の行う業務に起因する事故等により第三者に損害を与えた場合	—	○
		17	交通局の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	—
不可抗力リスク	18	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地滑り，落盤，落雷等の自然災害，及び，戦争，暴動その他の人為的な事象による設備等の損害によるもの	○ ※3	△ ※3	
経済 リスク	資金調達 リスク	19	事業に必要な資金の確保	—	○
	物価変動 リスク	20	設計・建設段階の物価変動	— ※4	○ ※4
	金利変動 リスク	21	金利の変動に関するもの	—	○

【設計・施工段階】

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				交通局	事業者
入札説明書リスク		22	交通局が提供する施設図面等に重大な誤りがあった場合	○	—
		23	選定事業者が実施した測量，調査等に不備があった場合	—	○
		24	選定事業者が実施した測量，調査の結果，既存施設の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○	—
計画リスク	設計リスク	25	選定事業者が実施した設計に不備があった場合	—	○
	計画変更リスク	26	交通局の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	—
工事リスク	工事費増加リスク	27	選定事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加	—	○
		28	交通局の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	—
	工期遅延リスク	29	選定事業者の責めに帰すべき事由により，契約期日までに施設整備が完了しない場合	—	○
		30	交通局の責めに帰すべき事由により，契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	—
工事監理リスク		31	工事監理の不備により，工事内容，工期などに不具合が発生した場合	—	○
要求性能未達リスク		32	工事完了後，公共側の検査で要求性能に不適合の部分，施工不良部分が発見された場合	—	○
技術進歩リスク		33	計画・建設段階における技術進歩に伴い，設備の内容に変更が必要となる場合	○	—

■注釈

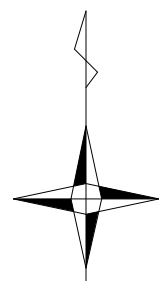
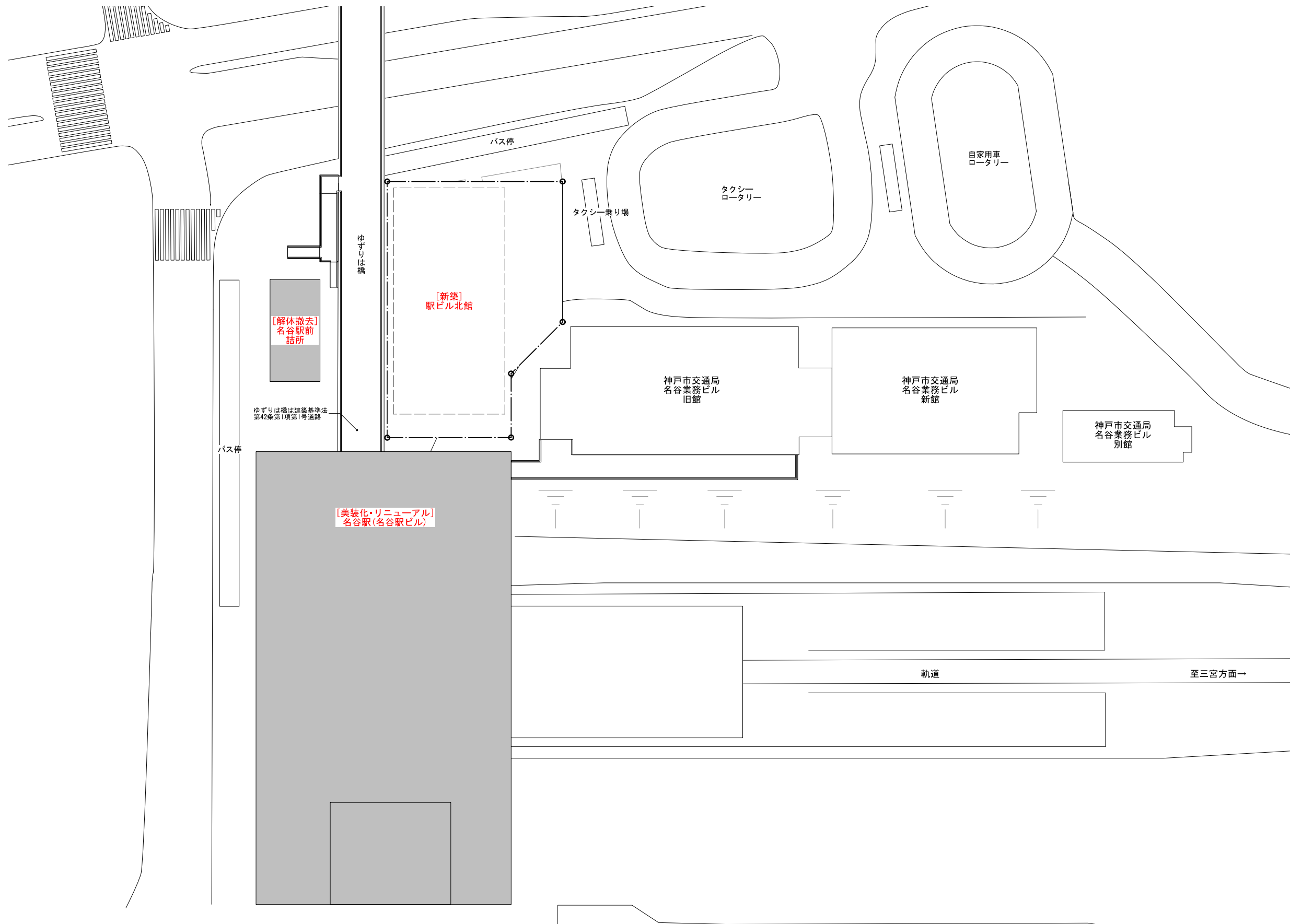
- ※1 環境関連の基準等変更によって導入設備への要求仕様が変更となった場合等については，基本的に交通局が負担するが，事業者においても，変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務付けるものとする。
- ※2 政策変更（事業の取りやめ，施設統廃合，その他）等による事業への影響により，事業者に追加費用が発生した場合，その費用は交通局が負担する。
- ※3 不可抗力事由により，交通局に追加費用その他損害が発生した場合，交通局は事業者に損害賠償請求を行わないこととし，事業者に追加費用その他損害が発生した場合又は，第三者に損害が発生し交通局又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は，一定の金額までを事業者の負担，それを超えるものについては交通局の負担とする。
- ※4 物価変動等に一定程度の下降又は上昇があった場合には，調整を行う。



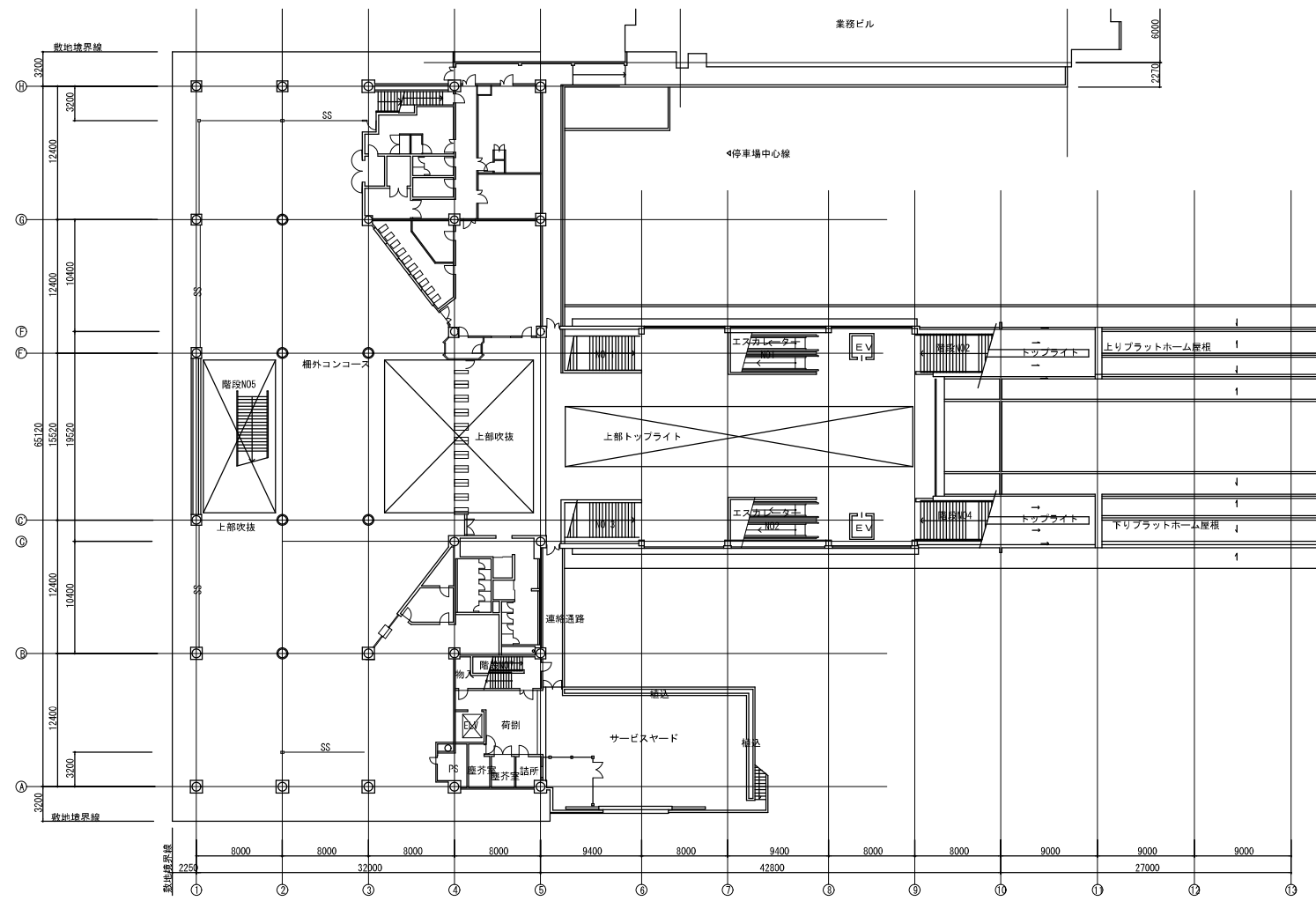
事業対象地 名谷駅前詰所
神戸市須磨区中落合二丁目6番

事業対象地 駅ビル北館
神戸市須磨区中落合二丁目7番1

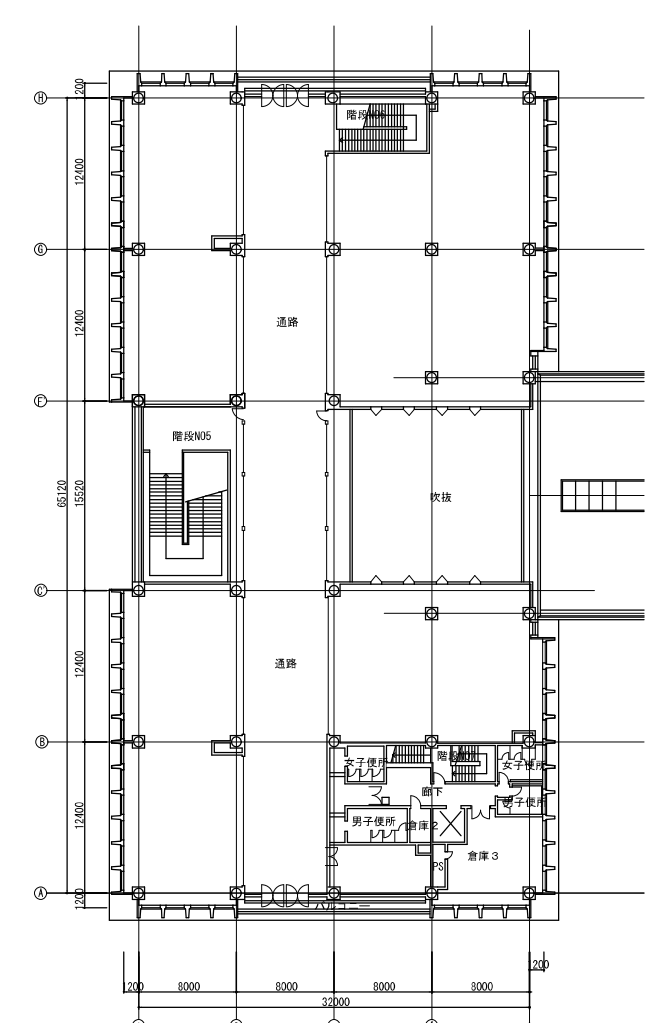
事業対象地 名谷駅（名谷駅ビル）
神戸市須磨区中落合二丁目19番



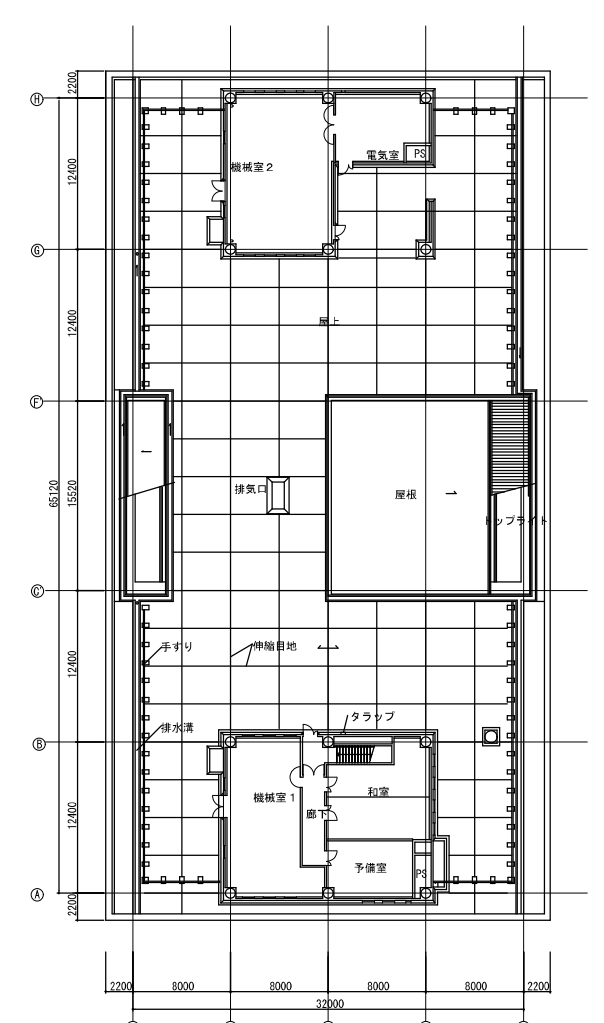
名谷駅1階



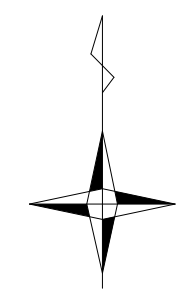
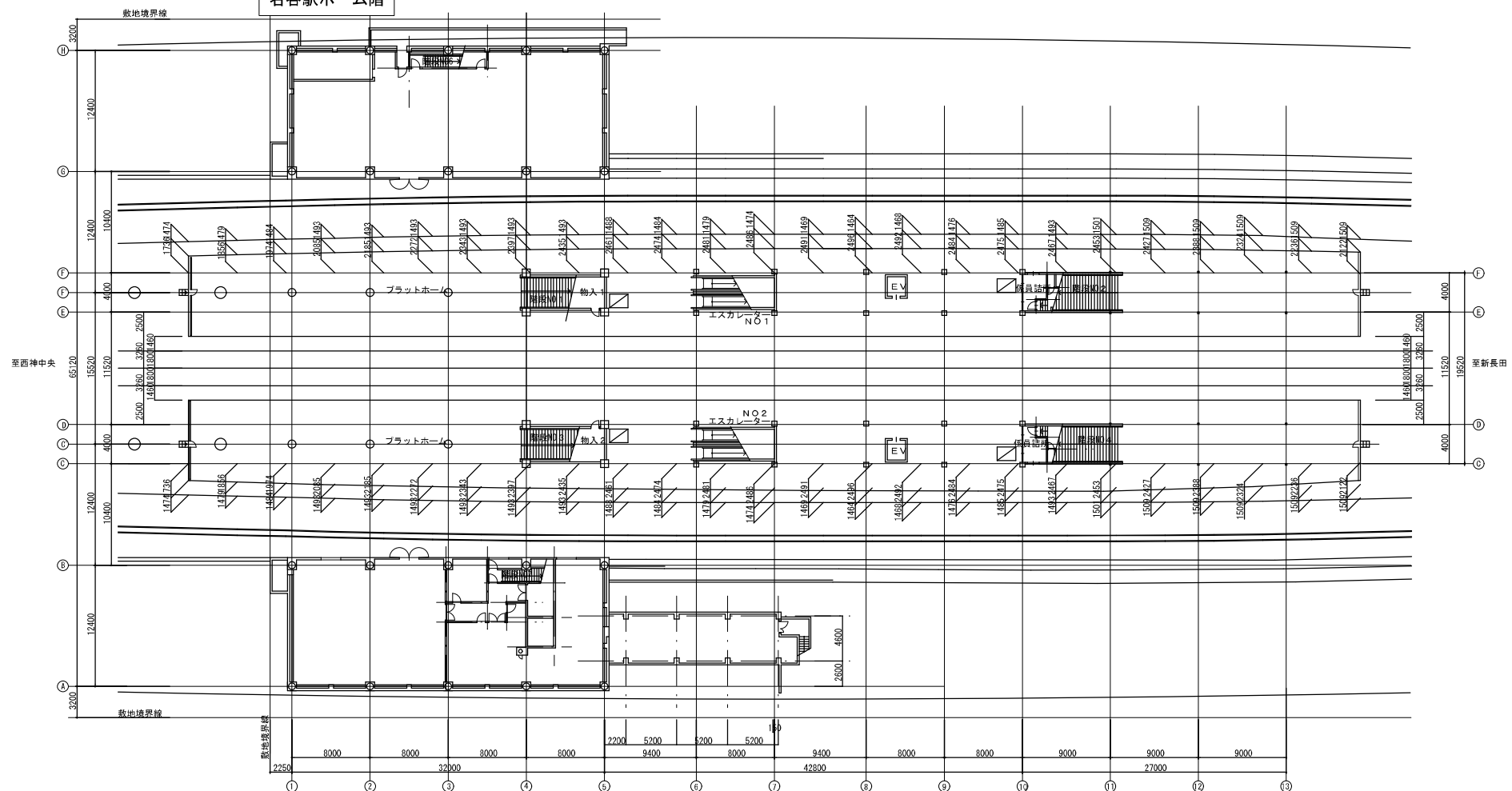
名谷駅2階



名谷駅3階

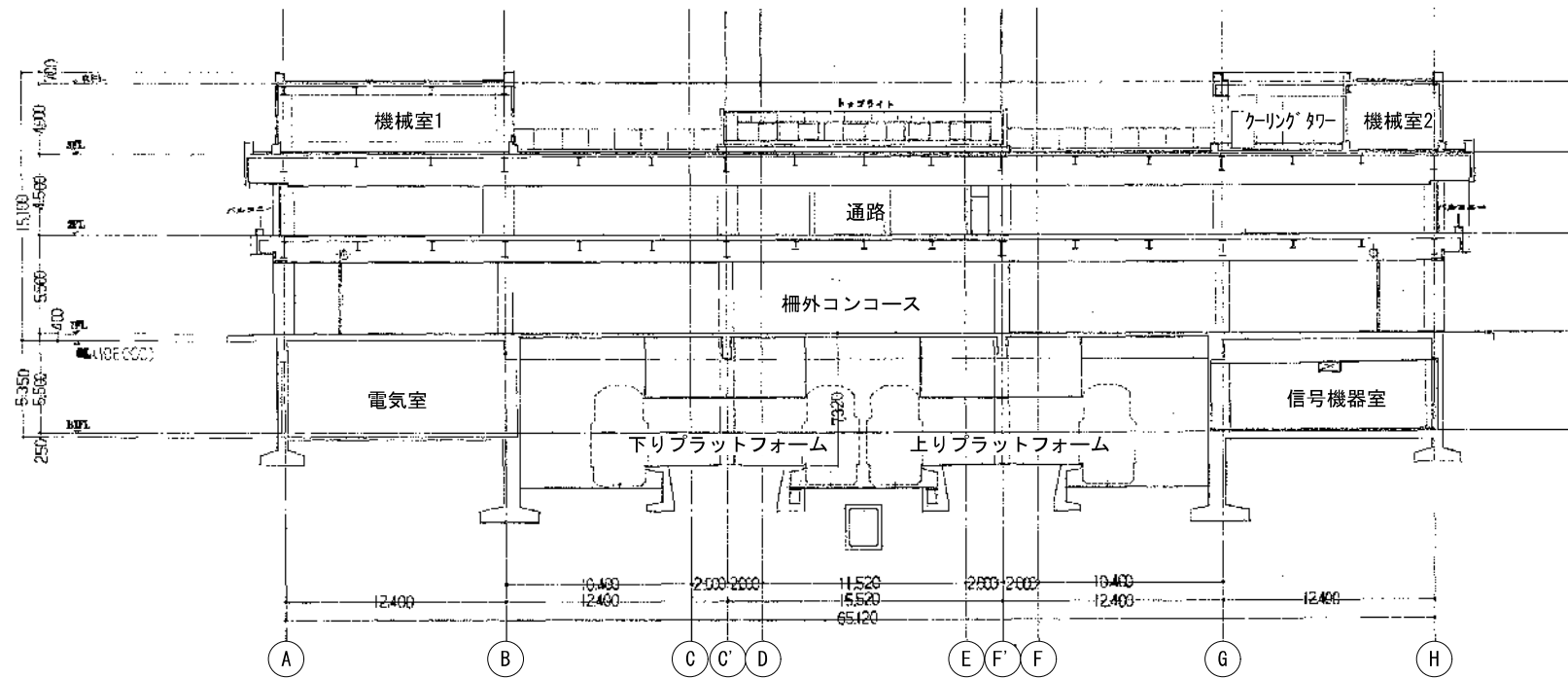
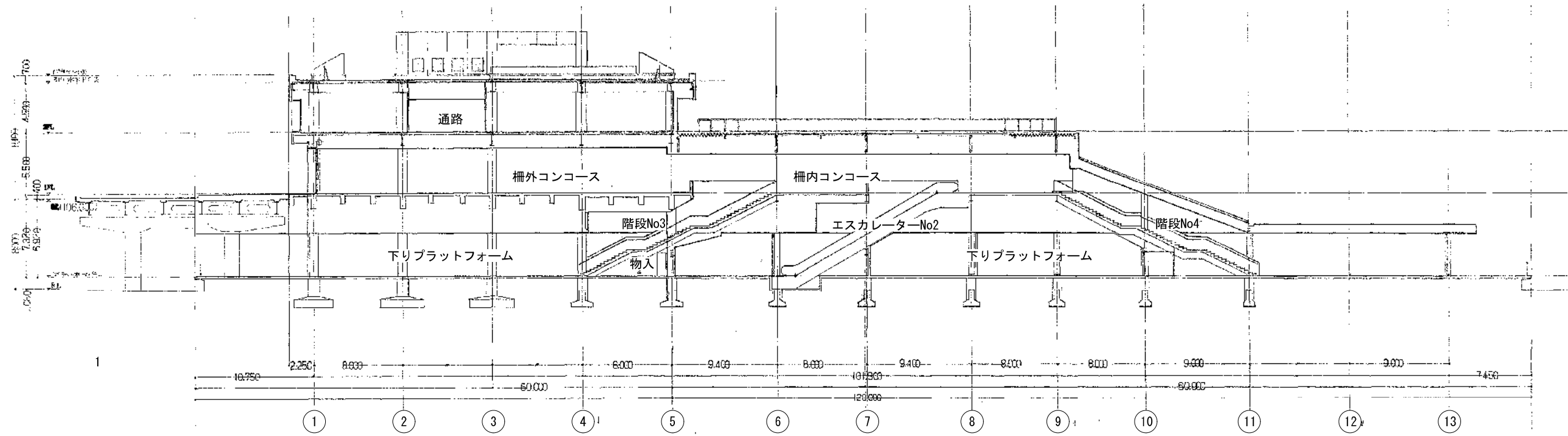


名谷駅ホーム階

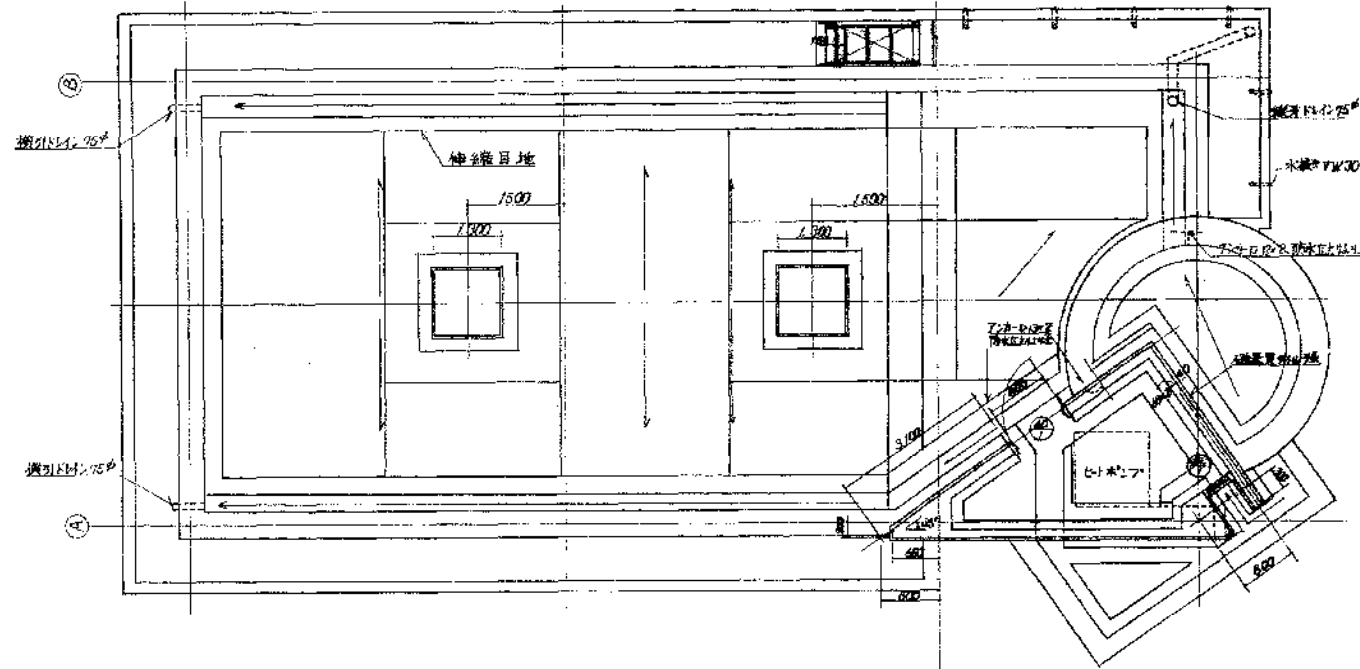


S=1/600 (A3)

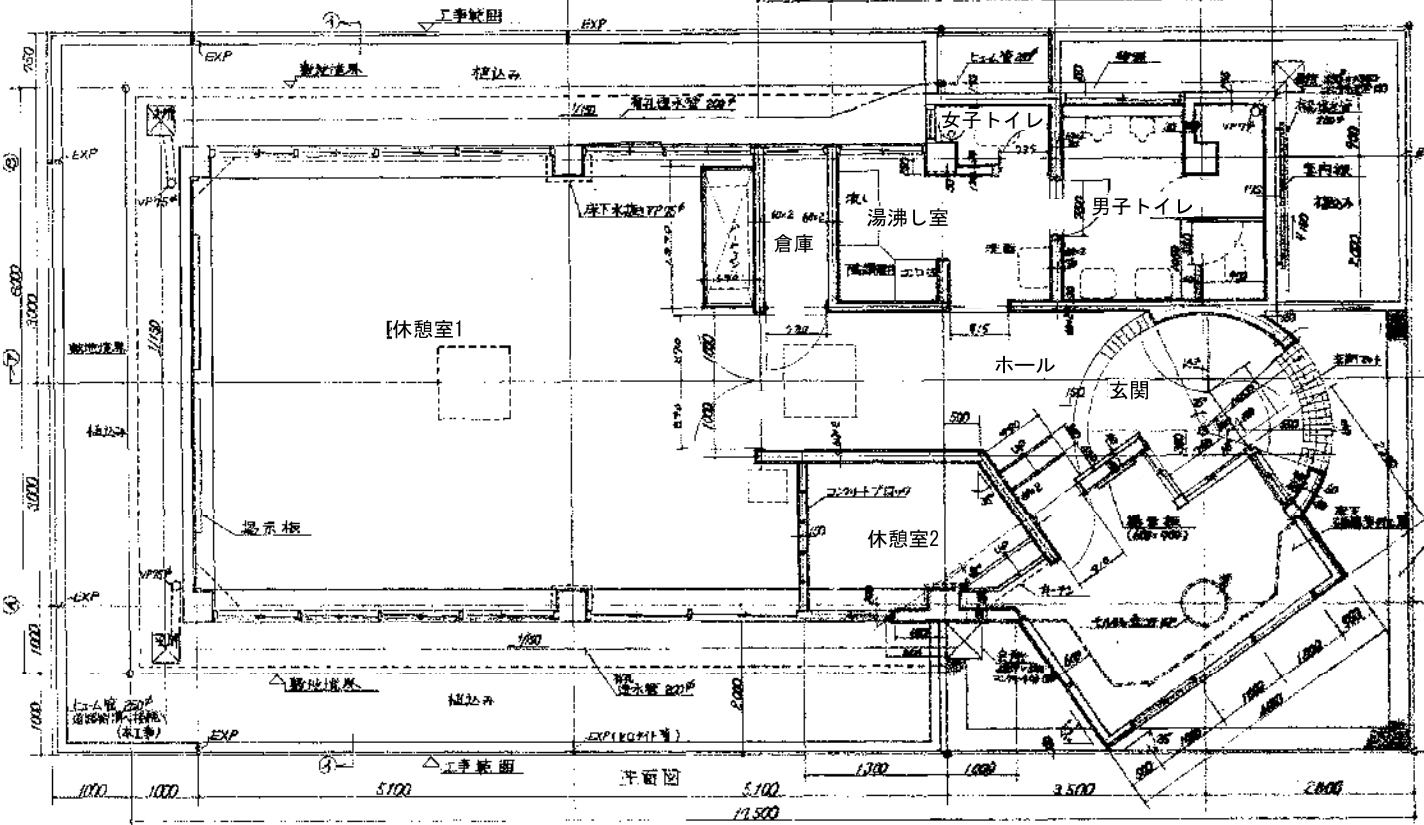
名谷駅ビル現況図



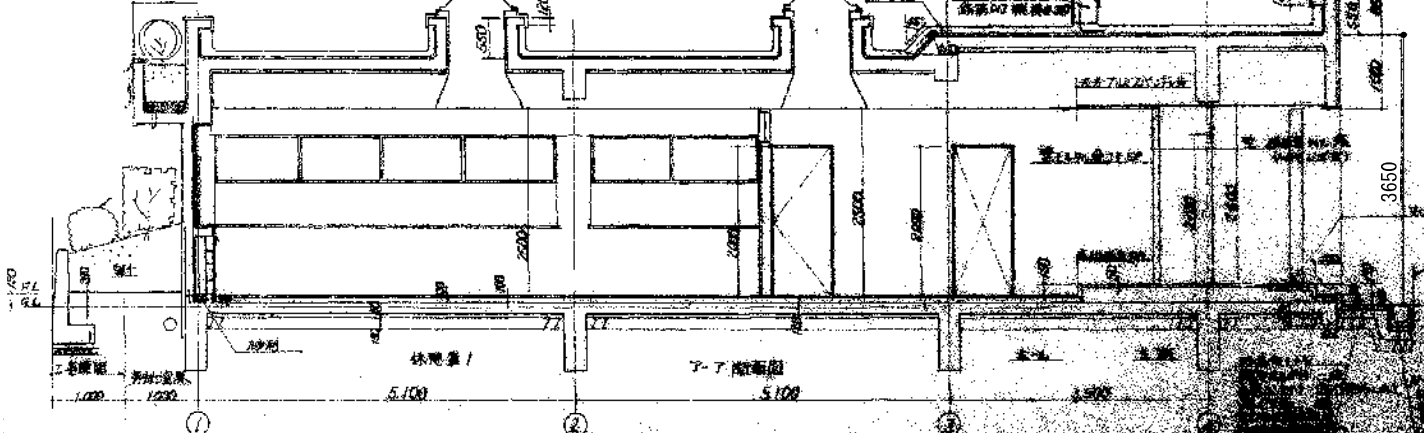
屋根伏図



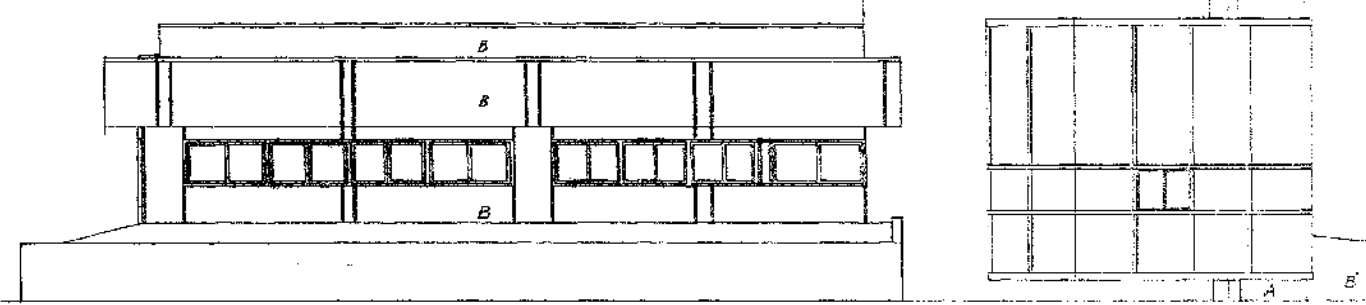
平面図



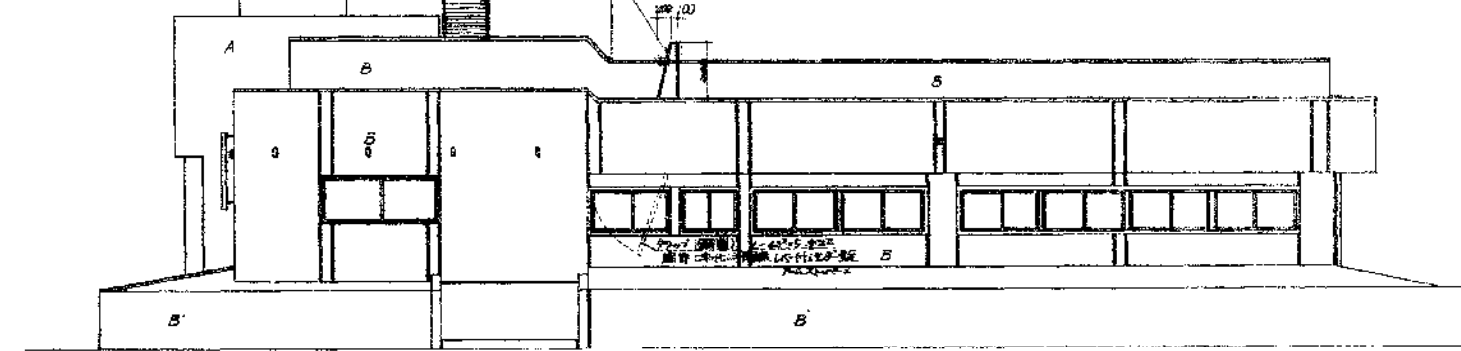
ア-ア断面図



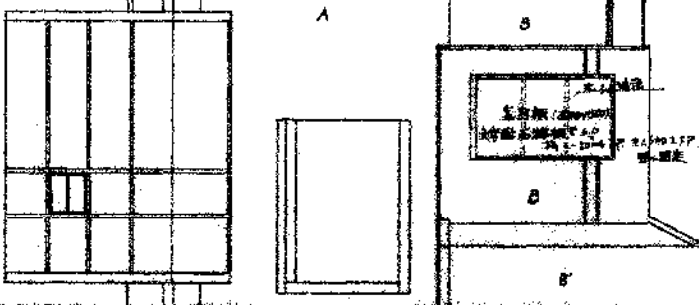
西立面図



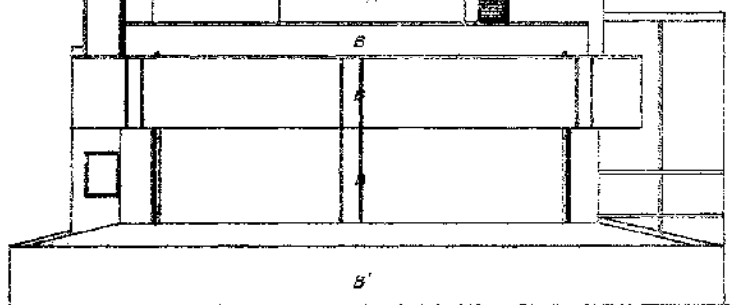
東立面図



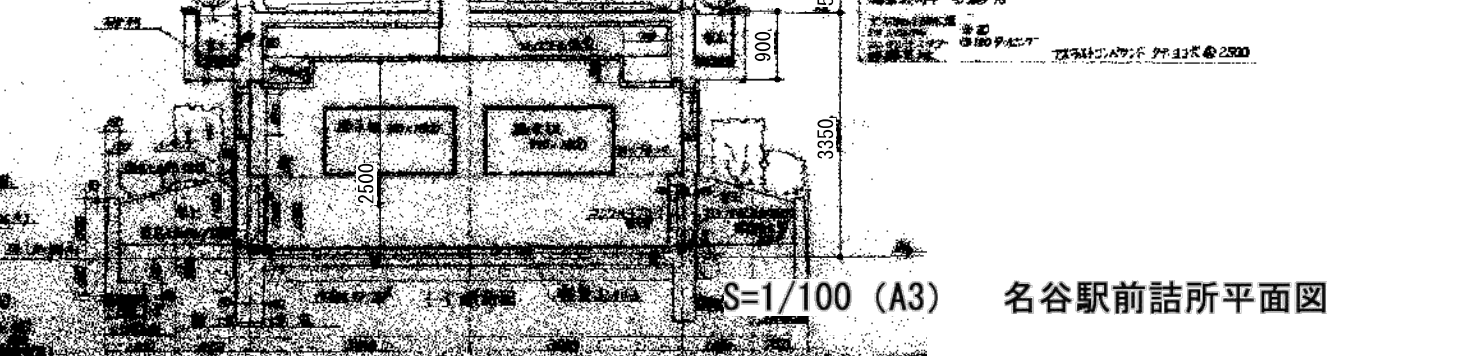
南立面図



北立面図



イ-イ断面図



別添5

A: 建築費200万円、B: 工事費100万円、C: 地上 2000坪